

令和2年 1月23日

福島県知事

内堀 雅雄 様

令和2年

2月定例議会要望書

福島県議会 県民連合議員会

会長 瓜生 信一郎

東日本大震災・原発事故から10年目を迎え、復興・創生期間も残り1年となりますが、未だ約4万人の方々が避難生活を余儀なくされ、引き続き課題が山積しております。本県の大震災からの復興は10年では完了しないことから、今年の台風第19号の災害対応と並行させつつ、東日本大震災・原発事故からの復興が風化することがないように、未だ有事であるという認識を強く持って今後も取り組むことが重要です。さらに、「再生可能エネルギー先駆けの地」「日本一子育てしやすい県づくり」「全国に誇れる健康長寿県」といった復興の理念の実現に向けた取組を強化し、復興と人口減少対策を着実に前進させていくこと、福島ならではの地方創生に全力を尽くすよう求めます。

また、台風第19号とその後の大雨による被害は甚大で、いまだ避難生活を余儀なくされている方々、事業再開がままならない方々がいらっしゃいます。生活・生業の再建は喫緊の課題です。被災者支援を含め、関係市町村との連携を進めることと、今後の災害の抑止、防止に向けた河川管理、河川の整備、河川合流部からの越水対策等を積極的に進めることが必要です。

今年、東京オリンピック・パラリンピックの年であります。3月には聖火リレーがJヴィレッジからスタートし、7月には野球・ソフトボール競技があづま球場で行われます。子どもたちに夢を、県民の皆さまに希望を、世界に向けて福島の実強い復興を一丸となって発信してまいりましょう。

令和となって初めての2月定例会に臨むにあたり、特に重要な案件について要望いたしますので、引き続き県民の負託に応えるべく、課題解決とその具現化へ向け積極的に取り組まれますようお願いいたします。

【要 望 事 項】

1. 復興財源の確保と国の復興推進体制の継続について

避難地域の復興には多くの時間と財源が必要なことから、国に対して引き続き復興財源の確保を強く求めること。

また、今後も国の積極的な対応が求められることから、国に対し、継続されることとなった復興庁については復興推進体制が着実に遂行されるよう求めること。

2. 復興計画及び総合計画の実現に向けた取組について

現行の復興計画及び総合計画最終年度である令和2年においては、期限が迫る中、積み残しの課題に対し、期間内にどのような対応を図るかが重要である。限られた時間と予算の中で求める成果を達成するために、明確な目標設定と重点的な予算の配分に努めること。

3. 自然災害などさまざまな危機事象に対する迅速な対応と情報発信、関係機関・団体との情報共有について

昨年10月に本県に甚大な被害をもたらした台風第19号など、地球温暖化に伴う気候変動により今後も大規模な自然災害が発生することが想定される。台風第19号を教訓に、危機事象に対する迅速な対応と情報発信、国や警察、自治体など関係機関・団体との情報共有を積極的に図ること。

4. 風評払拭に向けた取組について

風評払拭に向けた様々な取組が進められており、着実に成果に繋がっている一方で、地域による偏りが課題となりつつある。特に避難地域に隣接する相馬地方においては、風評被害が依然として深刻で、漁業や農業などで販売不振が続いていることから、地域の状況を十分に把握し、きめ細かな対策を講じること。

5. 戦略的広報活動の推進について

風評払拭や県産品振興、観光誘客や県産農産物の販路拡大のためには広報活動が特に重要であり、求める成果と目的を明確にした上で、重点的・戦略的に広報活動に取り組むこと。

また、本県産農産物等の輸入規制を行っている国や地域に対し、プロモーション活動の強化を図ること。

6. 東京電力福島第一・第二原子力発電所の廃炉に向けた取組について

第一原発に加え、廃炉に関する安全確保協定を結んだ第二原発の両原発について、県民の安全・安心の確保のため、廃炉安全管理協議会を中心に監視体制の強化と迅速な通報連絡、積極的に情報公開に努めること。

7. 次期総合計画の策定について

次期「福島県総合計画」の策定に当たっては、現計画の実績評価と課題の分析を十分に行い、現計画との整合性を図りながら、より積極的な県づくりにつながる計画となるよう取り組むこと。

8. 地方創生総合戦略と人口減少対策への対応について

新年度から始まる次期「ふくしま創生総合戦略」を実効性あるものとするため、市町村の取組を支援するとともに、事業を効果的に進めるために、自治体間連携を積極的に支援すること。

また、急激に進展する人口減少については、減少率の地域差が大きいことから、特に減少率の大きい市町村に対し、綿密な連携のもと積極的な支援に引き続き取り組むこと。

9. 新産業集積・育成、これに伴う雇用創出について

国や関係機関等とともに進める福島イノベーション・コースト構想を軸に据え、同構想の具体化に向けた取組を推進するとともに、新産業集積・育成に努め、雇用の創出を図ること。併せて水素社会実現のための基盤整備なども図ること。医療機器開発支援センターやロボットテストフィールドなどを強みに、次世代産業の拠点化をより一層進めること。

10. 再生可能エネルギーの導入・普及促進について

導入・普及促進のためには、太陽光電池や燃料電池、蓄電池を組み合わせながら、地域で消費するスマートコミュニティの推進が重要である。固定価格買取制度の終期が想定される中で、より電気の地産地消が重要性を増すと考えられることから、普及促進に向けた県独自の新たな対策を講じること。

11. 原子力損害賠償について

県は、より県民の立場を明確にして国および東京電力に対し強く指導することを求める。ADRの仲裁案など、東京電力の拒否や中断が相次いでいる現状が続くことから、被害の実情を踏まえた的確な賠償がなされるよう強く求めること。

また、農林業については、避難指示区域内の3倍の支払い方法や3倍を超える賠償金の算出方法、平成30年1月以降に始まった避難指示区域外の賠償方法等の協議状況や農業関係団体等の意見をしっかり踏まえ、真摯に対応していくことを東京電力に強く求めること。

12. 帰還困難区域の取り扱いについて

特定復興再生拠点の取組の実現と支援の拡充を図ること。

また、計画の対象外となっている帰還困難区域への支援策等の対応を早急に示すように国に求めること。

13. 被災市町村の人員確保について

復興・再生にかかる業務が多岐にわたる中、被災市町村の職員が多忙を極めている。この事態は、長期間にわたることが想定されることから、人員確保に向けた支援を継続すること。また、派遣された職員の受入れ経費や震災対応の職員採用に関しては、引き続き全額を震災復興特別交付税措置の対象となるよう国に求めること。

14. 避難12市町村の将来像を踏まえた取り組みについて

将来像に掲げた各種事業の実現に向けた取組を、積極的に支援するとともに、原子力事故被災地域から世界に向けて発信する研究成果や革新的技術が生まれるよう、国との連携のもと、産学官の拠点づくりに取り組むこと。

15. 避難地域の復興・再生、被災地域のまちづくりへの支援について

復興拠点の整備や社会福祉施設・商業施設の運営支援、上下水道など生活インフラ整備、農地転用の特例措置や有害鳥獣対策、医療・福祉・介護の充実、地域公共交通の確保など、避難地域の復興・再生、被災地域のまちづくりへの支援を強化すること。

16. 避難者支援について

避難者については課題が個別化・複雑化していることから、その実態を把握するよう努めるとともに、関係機関との連携を図り、新たな悲劇を生まないように、課題解決に向け積極的に取り組むこと。

17. オリンピック・パラリンピック開催に向けた取り組みについて

オリンピック・パラリンピックの開催に向け、施設整備や人員確保、警備等の対応に万全を期すこと。

また、県全体で盛り上がる大会となるよう、関係機関との連携を図るとともに、県民の一体感と機運の醸成を図ること。

18. 猪苗代湖の水環境保全対策について

猪苗代湖が水質ランキング全国8位から14位に悪化したことから、環境創造センター等の調査研究の成果を活かし、水質改善に向けた取組の強化を図ること。

また、関係団体が行う環境保全活動に対し積極的に係わるなど、連携体制の構築等に主体的に取り組むこと。

19. 有害鳥獣対策のさらなる強化について

ツキノワグマやイノシシなどの野生鳥獣被害が後を絶たない状況であることから、捕獲など更なる強化を図ること。

20. 健康づくりの浸透と健康増進について

チャレンジふくしま県民運動を推進するため、県民運動の認知度向上への取組をさらに強化すること。

また、厳しい状況にある県民の健康指標を改善するため、部局横断的に県民の健康づくりの取組を推進すること。

21. 福祉・介護人材の育成・確保について

福祉・介護人材の深刻な不足を改善するため、人材の育成、県内定着促進・待遇改善・外国人材受入等による人材の確保の取組をさらに強化すること。

22. 地域医療の充実・確保について

地域医療を支える医師や看護師等の人材の育成・確保の取組をさらに強化すること。

また、医療過疎地での医療確保の対策強化を図るとともに、これらの地域における脳疾患・心疾患患者の救命率向上に努めること。

23. 台風第 19 号等により被災した企業への支援について

台風第 19 号等による浸水により、多くの中小企業が被災しており、中小企業等グループ補助金等復旧整備補助事業を活用した円滑な事業再建ができるよう、広報等による周知や商工団体等の企業支援の取組への支援に努めること。

24. 雪不足の影響を受ける事業者への支援について

スキー場は、外国人観光客を呼び込む推進力となっているが、暖冬による雪不足で周辺の宿泊施設・観光施設などに深刻な影響が生じている。県の支援として、既存の融資制度では不足が生じる場合に、スキー場を運営する企業に対する独自の融資制度を創設するなど、積極的に対応すること。

25. 成長産業の育成・集積について

再生可能エネルギーや医療関連産業、航空宇宙産業、ロボット関連産業等は、本県の復興と発展に欠くことのできない成長産業であることから、県内企業の参入促進と関連産業の集積のための取組をさらに強化すること

また、産学官連携を推進し、研究開発への支援の拡充に努めること。

26. 空港の利活用促進について

定期チャーター便の誘致と定期路線開設に向けた取組をさらに強化すること。

27. 外国人観光客の誘致促進について

外国人観光客の誘致に取り組む自治体や商工団体、観光団体等への支援を強化し、関係団体との連携による訪日外国人の誘客促進に努めること。

また、外国人観光客のニーズに応えられるよう、観光施設や宿泊施設、各客室への Wi-Fi 設備の導入支援などを検討すること。

28. 台風第 19 号等による農業被害への速やかな対応について

台風第 19 号等によって農地、農業用機械等が多数被災し、その復旧が進められているが、多くの被災農家において復旧の見通しがたっておらず、春の作付けを前に不安を抱えていることから、災害査定を加速し、復旧作業を速やかに進めるよう努めること。

また、経営基盤が損なわれて営農困難な状況にある被災農家が多いことから、関係機関・団体と連携し、営農再開のための支援に取り組むこと。

29. 県産農林水産物の生産力・販売力強化について

福島県産品は、日本酒をはじめとして国内外で高い評価を得ており、その輸出量は過去最高を更新したが、県産農林水産物の生産や販売については、未だ風評被害は深刻である。県は、引き続き、不評払拭のための取組を進めるとともに、次世代につながる基盤づくりを支援し、産地の生産力・競争力の向上と販路拡大の取組を強化すること。

30. 実効性のある米生産数量配分の強化について

平成 30 年以降、国による生産調整配分が終了し、代わって県が生産目標を示しているが、依然として、目標数量を上回る生産数量となっている。県は、引き続き大幅な米価下落が生じないよう、関係機関との十分な協議により、主体的に目標達成に向け取り組むこと。

31. 水稻作付け時期の水不足への対応について

例年、水稻の作付け時期の水不足が発生しているが、今期は暖冬の雪不足の影響により、さらに深刻な水不足が懸念されることから、農業用水の確保や農家への技術支援等の対策を進めること。

32. 森を守り、育て、後世につなぐこと

本県林業の再生のため、引き続き、市町村の森林整備・放射性物質対策の取組を支援するとともに、技術支援や情報共有等により連携を強化して、森林整備を推進すること。

また、林業担い手を育成・確保するための取組を強化すること。

33. 災害に強い県土づくりについて

台風第19号等によって被害を受けた道路・河川等の早期復旧を進めるとともに、今後も大規模化が予想される自然災害の脅威から県民の安全を確保するため、関係機関と連携し、公共土木施設の強靱化のための整備を速やかに推進すること。

34. 公立小学校におけるプログラミング教育・英語教育の必修化について

4月から公立小学校におけるプログラミング教育・英語教育が必修となるが、プログラミング教育では、県内の市町村教育委員会の準備不十分を指摘する声があることから、円滑に実施できるよう、指導体制の整備等を支援すること。

35. 運動部活動指導員の配置について

教員に代わり運動部を指導する非常勤職員「運動部活動指導員」について、教員の負担軽減と専門性の高い指導の確保のため、迅速・的確な配置と指導員の人材育成の強化に努めること。

36. 県立高等学校改革について

改革における学校再編整備にあたっては、社会の変化に対応した教育ときめ細やかな指導を実施し、地域における役割を踏まえた特色化の推進するため、地域の声を尊重しながらあらゆる可能性を検討すること。

また、特色ある教育ときめ細やかな指導を推進するため、適切な教員数の確保と配置、施設・設備の充実に努めること。

37. 特別支援教育支援員の加配について

特別な教育的支援を必要とする幼児・児童・生徒への教育を行う「特別支援教育支援員」は、発達障がいの生徒等への学習活動上のサポートを行う上でも重要な役割を担っているが、国の定める基準人員では体制不十分との指摘もあることから、県内の実態を踏まえて、加配などの対応を検討すること。

38. 交通安全規範意識の向上について

横断歩道で歩行者が待っていても止まらない、車両が青信号になると同時に右折のため交差点に進入するなどの危険な運転や、いわゆる「ながら運転」「あおり運転」等を解消し、他者への思いやり運転をドライバー一人一人が心がけるよう規範意識を醸成するため、関係機関・団体と連携した意識向上の取組を強化すること。

39. 原子力災害被災地における必要な警戒力の維持・強化について

被災地の安全・安心を確保し、復興を治安面から支えるため、効果的で実効性のある警察活動を通じて、被災地の実情を考慮した臨機応変な対応を継続して強力に進めること。